

政府の行政改革推進事務局に設置されている専門調査会は10月19日、最終報告を取りまとめました。

報告は、公務員の労働協約締結権を認める方向を提起しており、これまでの政府の姿勢を転換するという点で前進と評価できます。しかし、労働基本権とし

主張

新聞全教

解説

て一体であるべき爭議権や、消防職員や刑事施設職員の団結権については、「意見が分かれた」として両論併記としたことは、国際労働基準に背くものであり、認めることはできません。

ない少数組合・職員団体には協約締結権を付与しないこととすべきか否かについて、検討が必要である」としていることは、団結権にかかわる重大な問題です。さらに、この制度の実現

もとづく政令201号によって奪われたものであり、その回復は歴史的な課題です。公務員・教職員は、憲法で定める全体の奉仕者として、時の政府言いなりの施策に従う労働者でなく、

使対等による労働条件を決定する制度が必要です。労働基本権は、教職員にとつては、労働条件改善のためだけでなく、教育条件の改善をはじめ、民主的な教育を実現していくための要求主体としての教職員に不可欠な権利でもあります。

教職員にも不可欠な権利 労働基本権の全面回復を

また、報告が、新たに認めるとしている労働協約締結権について、「少数組合・職員団体が多数存在する場合には、交渉コストが多くなるおそれがあることから、一定の組織率を有し

に「概ね5年程度の期間が必要」としていますが、実現を早めることを求めるものです。日本の公務員の労働基本権は、米軍占領下の1948年、マッカーサー書簡に

民主的な行政や民主的な教育を国民に直接責任を負って遂行することがもたらされています。そして、その職務にふさわしい労働条件を確保するために当然の原則である労働

この要求の実現に向けて、全労連などがすすめる「公務・公共サービス拡充、働くルール確立を求める署名」（100万署名）の推進が重要になっています。（全教書記長 東森英男）